

令和5年第1回  
藤崎町教育委員会臨時会議事録

日	時	令和5年1月31日(火)	午後2時
場	所	常盤生涯学習文化会館	視聴覚室

## 第1回臨時会議事日程

1 開 会

2 議事録署名者の指名

3 会期の決定

4 議決事項

議案第3号 藤崎町グラウンド条例（案）の制定について

議案第4号 藤崎町グラウンド条例施行規則（案）の制定について

議案第5号 藤崎町グラウンドの指定管理者の指定の件について

5 閉 会

藤崎町教育委員会

出席者委員

委員	(1番)	神	公子
委員	(2番)	加福	哲三
委員	(4番)	工藤	優

教育委員会事務局

教育長	羽賀	義易
学務課長	佐藤	康文
生涯学習課長、常盤生涯学習文化会館・常盤公民館長	佐々木	泰人

事務局職員

学務課長補佐	成田	康治
--------	----	----

午後2時00分 開会

◎羽賀教育長

ただいまから、令和5年第1回藤崎町教育委員会臨時会を開会いたします。

はじめに、藤崎町教育委員会会議規則第26条の規定により、本日の議事録署名者を2番の加福委員と4番の工藤優委員にお願いします。

次に、藤崎町教育委員会会議規則第9条の規定により、会期についてお諮りします。会期を令和5年1月31日の一日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認め会期を令和5年1月31日の一日間とします。

◎羽賀教育長

それでは、議案審議に入ります。

『議案第3号 藤崎町グラウンド条例（案）の制定について』を議題とします。

説明を求めます。

◎成田学務課長補佐（事務局）

1ページをお開き下さい。

議案第3号 藤崎町グラウンド条例（案）の制定について。

理由 藤崎町グラウンド条例を制定したいので、教育委員会の承認を求めるため提出するものであります。

3ページをお開き下さい。

資料1 藤崎町グラウンド条例（案）であります。

第2条をご覧ください。同グラウンドは、町民の心身の健全な発達とスポーツの普及振興を図るため設置するものであります。

第3条をご覧ください。設置されるグラウンドは、全天候型屋内グラウンド・陸上グラウンド・多目的グラウンドの3つとなっております。

その他、許可関係・使用料等について制定するものであります。

なお、教育委員会の承認が得られた後に、議会に提出し、議決を得て制定する運びとなります。

議案第3号については、以上であります。

◎佐々木生涯学習課長

補足説明足します。藤崎町グラウンド条例（案）であります。現在のスポーツ

ラザ藤崎条例あるいは近隣市町村の条例などを参考に町スポーツ協会と十分これまで協議、検討し作成したものでございます。本日の教育委員会に承認を求めるために条例案を提案したもので、承認された場合にはそれを受けて3月の町議会定例会に提案する運びとなります。第1条をご覧ください。地方自治法第244条の2の規定に基づきとありますが、「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない」とありますので、こちらの方を条例で定めるため3月の議会に提案することになります。6ページをお開き願います。こちらは条例第8条関係の使用料の別表となっております。現在のスポーツプラザ藤崎の使用料をベースに設定したものでございます。まず、全天候型屋内グラウンドにつきまは、屋外の競技を対象とし人工芝や防球ネットを使ったグラウンドに整備するもので、スポーツプラザと比べて今後の修理等を見込んで全項目1.5倍程度で使用料を設定してございます。それから町民が使用する場合、あるいは町民以外が使用する場合で区分してございます。陸上グラウンド及び多目的グラウンドも今の条例で整備するものですが、こちらにつきまは、既存のライフコート平川やアップル球場が無料となっておりますのでこちらに合わせ不公平が生じないように無料に設定したところでございます。

補足説明は以上となります。

◎羽賀教育長

事務局からの説明、生涯学習課長からの補足説明が終わりましたが、ご質問等ありませんか。

◎加福委員

生涯学習課長の説明で近隣の町村を参考にとお話がありましたが、使用料について近隣と比べて同じくらいなのでしょうか。

◎佐々木生涯学習課長

近隣の町村の条例等を参考に設定したのですが、五戸ドーム、平川ドーム、あるいは五所川原ドームとありますが、我々が今やっているのは既存の体育館を改修して人工芝、防球ネットというスタンスですが、他は新築ということで倍近くの使用料となっています。ですので、先ほど説明しましたがスポーツプラザの1.5倍程度高く設定し、近隣の施設よりは低い、真ん中で設定してございます。

◎加福委員

わかりました。

◎羽賀教育長

ほかにごございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長

質問が終わりました。

『議案第3号 藤崎町グラウンド条例（案）の制定について』を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

無ければ、議案第3号を原案のとおり承認します。

続いて、『議案第4号 藤崎町グラウンド条例施行規則（案）の制定について』を議題とします。説明を求めます。

◎成田学務課長補佐（事務局）

8ページをお開き下さい。

議案第4号 藤崎町グラウンド条例施行規則（案）の制定について。

理由 藤崎町グラウンド条例の制定により、同施行規則を制定する必要があるため提出するものであります。

10ページをお開き下さい。

資料2 藤崎町グラウンド条例施行規則（案）であります。

藤崎町グラウンド条例の施行に関し、必要な事項を定めるもので、10ページから12ページまでの施行規則案では、グラウンドの利用や管理に関すること、その他 設置の目的を達成するために必要な業務に関することの詳細が定められています。13ページから15ページが許可申請書等の様式となっております。

議案第4号については、以上であります。

◎佐々木生涯学習課長

こちらについても補足説明いたします。

10ページをご覧下さい。

事務局から説明のありましたグラウンド条例施行規則（案）でございます。先ほど条例が承認されたということで、条例の施行に関し必要な事項を定めるものでございます。

12ページをご覧下さい。こちらの別表は第7条電気及び附帯設備等の使用料となっております。電気使用料ですが、こちらにもスポーツプラザ藤崎を参考に設定しました。ちなみにスポーツプラザと比較し、全天候型屋内グラウンド 体育館の部分になりますが、面積は若干小さくなります。ちなみにスポーツプラザのアリーナの面積が1,248㎡になります。屋内グラウンドの体育館の面積は720㎡と若干小さくなってございます。それから照明器具ですが全部LEDです。ちなみにスポーツプラザが60基あるの

に対して町のグラウンド 20 基となり、種類も数量も異なることから若干低めに設定しております。また、暖房機器ですが、スポーツプラザは暖房設備であり、全天候型屋内グラウンドは、人工芝及び防球ネットの設備投資予算規模の関係等で、灯油のブルーバーナーヒーターで対応するもので、仕様書によると灯油 1 時間あたり 2 ㎥使う計算で、役場の 1 ㎥あたりの単価が 111 円ですので 2 0 0 円で設定いたしました。

以下につきましては、使用許可申請書、使用許可書、使用許可事項（変更・取消）申請書の様式となっておりますので参考としてください。

なお、令和 8 年 3 月 3 1 日までの 3 年間の周期で指定管理する予定となっておりますが、ただ今説明した使用料、電気料あるいは暖房費につきましてその時の社会情勢を鑑み見直し等が必要になる場合には、今あるスポーツプラザ、トレーニングセンター、ライフコート平川、アップル球場これら全部の社会教育施設全体を見直す予定で考えてございます。

説明は以上でございます。

#### ◎羽賀教育長

1 0 ページの第 8 条使用料の減免についても説明をお願いします。

#### ◎佐々木生涯学習課長

こちらの減免規定は、1 号は町又は町教育委員会が主催する行事等は全額免除となります。使用料、電気料、暖房料すべてが減免となります。2 号は町内の小学校、中学校及び保育所等が教科及び教科外活動にする場合こちらでも全額免除となります。教科外活動には、生徒会や部活動が入ってきます。3 号は、教育委員会が認定した団体とはスポーツ少年団などとなりますが、目的達成のための行事に使用する場合は電気料を除き全額免除となります。4 号の社会教育団体若しくは福祉団体又は学校教育、保育所等に付属する団体とは文化団体やスポーツ団体となり、こちらは電気料等を除き 5 割免除となり、ただし電気料等はもらいますという形となります。こちらの条項につきましては、現在あるスポーツプラザ等と同じとなっております。

#### ◎羽賀教育長

説明が終わりました。ご質問等ありませんか。

#### ◎榊委員

使用したいときの優先順位とかはあるのでしょうか。

#### ◎佐々木生涯学習課長

この施設は、町民の児童生徒あるいは一般団体に使って欲しいという願いはあります。それらを全部にすると先程説明しました減免規定がありますので収入にならない。なので、ある程度収入になる団体への貸出も必要ではないかということで、スポーツ

協会と打ち合わせをした時は、ある程度、週の決まった日を町民向けのスケジュールとし、それ以外の日を町外の団体等に貸出したいとしておりますが、平日の日中はそれほど利用は多くないと思われまゝ。平日の5時以降あるいは土日、雨の日、また今日のような雪の日等時期によりに集中するのではないかとと思いますが、町内の団体を優先していきたいと考えております。隣の板柳町も町民グラウンドの利用等は町民を優先に受付してございます。町民の方に利用していただければいいのですが、それだけでは収入に繋がらないので、スポーツ協会がローテーションを調整しながら進めて行くと考えてございます。

◎榊委員

わかりました。

◎羽賀教育長

平川市のひらかドームの利用についても、利用したい団体を集めて調整しながら予約受付を行っているようです。

◎佐々木生涯学習課長

弘前市のはるか夢球場では、利用したい人が集まってくじ引きで決めているそうです。そういうやり方もあるようですが、藤崎の場合は、新規のため状況に応じて対応していければと考えています。

◎工藤優委員

10ページの第8条第1項第2号の町内の小学校、中学校及び保育所等とありますが、この中の保育所等に民間のこども園等は含まれるということでしょうか。

◎佐々木生涯学習課長

はい。そのとおりです。

◎加福委員

先程、暖房でブルーヒーターを設置するとのことでしたが何台設置する予定でしょうか。

◎佐々木生涯学習課長

2台です。

◎加福委員

わかりました。

◎羽賀教育長

ほかに質問等はよろしいでしょうか。

〔「なし」という声あり〕



議案第4号 藤崎町グラウンド条例施行規則（案）の制定について を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

無ければ、議案第4号を原案のとおり承認します。

続いて、『議案第5号 藤崎町グラウンドの指定管理者の指定の件について』を議題とします。説明を求めます。

◎成田学務課長補佐（事務局）

16ページをお開き下さい。

議案第5号 藤崎町グラウンドの指定管理者の指定の件について

理由 藤崎町グラウンドの指定管理者を次のとおり指定したいので、教育委員会の承認を求めため提出するものであります。

17ページをお開きください。

関係条文を記載のとおりとなりますが、上の2つが教育委員会関係条文で3つ目が今回の指定管理に関する関係条文となっております。

18ページをご覧下さい。

資料3 藤崎町グラウンドの指定管理者の指定の件であります。

藤崎町グラウンドの指定管理者を特定非営利活動法人 藤崎町スポーツ協会会長 相馬勝治として、指定の期間を令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とするものです。なお、教育委員会の承認が得られた後に、議会に提出し議決を得て指定する運びとなります。

議案第5号については以上であります。

◎佐々木生涯学習課長

これについても補足説明足します。

事務局から説明がありましたが、18ページに指定管理者としてスポーツ協会会長 相馬さんで、指定管理の期間が令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間でこちらの設定につきましては、既存のスポーツプラザ等が令和8年3月31日までの期限となっておりそれに合わせました。その時期になりましたら指定管理している施設が一斉に更新になることを想定してございます。

19ページをお開きください。

令和5年1月4日付けで、町長へ提出された藤崎町指定管理者指定申請書の写しであります。これを受け、令和5年1月24日に第3回藤崎町指定管理者選定委員会を開催し、候補者に選定することで決定を受けております。

20ページをご覧下さい。

事業計画書であります。団体名等をご覧のとおりとなっておりますが、管理運営の具体策など特徴的な取り組みとしましては、町のスポーツ振興と住民の健康維持・増進のため、旧弘前実業高校藤崎校舎体育館及びグラウンドを拠点として、スポーツ教室や大会等の事業を展開する場の提供を行うための施設管理を行うものです。利用時間は、午前9時から午後9時まで。休館日は、毎週月曜日と年末年始。業務内容としましては、旧弘前実業高校藤崎校舎体育館及びグラウンドの管理運営や使用手続き等に関する事、町民の体育事業運営に関する事です。

次の運営、管理及びスポーツ振興に関する基本方針、申請理由等については、ご覧のとおりとなっております。説明は省略させていただきますのほどご覧になってください。

21ページの管理組織体制でございます。今回のグラウンドに関係する部分としましては、1の人員体制の○の一つめにあります、事務職員1名とパート管理員こちらは軽微な清掃を兼ねてる2名の合計3名です。

23ページをご覧ください。

令和5年度の収支計画書であります。収入の部 補助金 人件費分として4,747,000円、指定管理料 施設の維持管理費分として3,759,400円、施設利用料1,200,600円、計9,707,000円です。

支出の部です。まず補助金が、給与1人分として1,764,000円、手当 期末、勤勉手当等として357,000円、法定福利費 社会保険料ほかとして369,000円、賃金 管理員2人分として2,257,000円の計4,747,000円です。

指定管理分が、健康診断等の福利厚生費として67,000円、審判等謝礼金の報償費65,000円、旅費5,000円、消耗品費153,000円、燃料費109,000円、食糧費15,000円、施設使用許可申請書ほか印刷製本費として6,000円、電気料及び上下水道使用料等の光熱水費として1,444,000円、簡易な修理として修繕費が100,000円、電話料等の通信運搬費206,000円、振込手数料5,000円、傷害保険料136,000円、体育館の清掃業務や機械警備等の委託料が2,280,000円、使用料及び賃借料289,000円、原材料費60,000円、消費税の公租公課費で20,000円の計4,960,000円です。補助金と指定管理の合計が9,707,000円となっております。

ちなみにスポーツ協会で予定されている令和5年度の事業としましては、グラウンド関係ですが町民体育大会事業として、10月にグラウンド・ゴルフ競技を開催します。スポーツ協会事業として、こちらも10月に第19回町民グラウンド・ゴルフ大会。同じく10月に、第1回小学生グラウンド・ゴルフ大会。それから年明け2月にイグルーづくりを開催する予定となっております。イグルーとは雪を固めたブロック

を積み上げ、おわんを伏せたようなドーム状の形をした家になります。

事務局からも説明がありましたが、指定管理をするにあたって教育委員会の承認が得られた後に、議会の同意を求めなければいけませんので3月議会に提案することと  
なっております。説明は以上であります。

◎羽賀教育長

説明が終わりました。ご質問等ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議案第5号 藤崎町グラウンドの指定管理者の指定の件について を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

無ければ、議案第5号を原案のとおり承認します。

以上で、本日の議案審議を終了いたします。

会議録作成者

藤崎町教育委員会 学務課

課長補佐 成田 康治

閉会時間 午後2時45分

教育長 羽賀 義易

2番 加福 哲三

4番 工藤 優